

マイナ保険証への移行に伴うQ & A

○移行関連

Q 1

令和6年12月1日までに交付された組合員証等（組合員証・被扶養者証）を持っていますが、令和6年12月2日以降組合員証等は医療機関等で使用できなくなりますか。また、何か手続きは必要ですか。

A

現行の組合員証等の新規交付・再交付は令和6年12月2日以降行えませんが、令和6年12月1日までに交付された組合員証等は、令和7年12月1日まで今までどおりご使用いただけますので、廃止後すぐに組合員証等が使えなくなるわけではありません。また、マイナ保険証を保有していない方を対象に、医療機関等の窓口で提示すれば保険診療を受けられる「資格確認書」を交付します。特段必要な手続きはありませんが、マイナンバーカードの取得と健康保険証の利用登録をご検討ください。

Q 2

令和6年12月1日現在組合員証等を持っていますが、マイナ保険証は保有していません。令和7年12月1日までは組合員証等を使用できるとのことですが、今後「資格確認書」の交付申請は必要ですか。

A

令和6年12月1日時点で有効な組合員証等をお持ちの方で、マイナ保険証を保有していない方には、令和7年12月1日までに当組合から「資格確認書」を交付しますので、申請は不要です。交付の時期等については、決まり次第ご案内します。

Q 3

令和6年12月2日以降に組合員証等を破損、紛失した旨の届出をした場合、組合員証等は再交付されますか。

A

令和6年12月2日以降は、現在組合員証等をお持ちの方であっても組合員証等の再交付はできません。マイナ保険証をご利用ください。なお、マイナ保険証を保有していない方は、「資格確認書」の交付申請が必要です。

Q 4

令和6年12月2日以降に氏名変更の届出をした場合、新しい氏名の組合員証等は交付されますか。

A

令和6年12月2日以降も氏名訂正の届出は必要ですが、新しい氏名の組合員証等は交付できません。マイナ保険証をご利用ください。なお、マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」を交付します。

○マイナ保険証関連

Q 5

マイナ保険証とは何ですか。

A

マイナ保険証とは、健康保険証を利用登録したマイナンバーカードのことです。

Q 6

マイナンバーカードをマイナ保険証にするにはどうしたらいいですか。

A

マイナポータル上で健康保険証の利用登録を行うことで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。また、セブン銀行ATM、医療機関・薬局のカードリーダーからも利用登録が可能です。登録方法の詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労省HP>ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医療保険>マイナンバーカードの健康保険証利用

Q 7

マイナンバーカードの取得や健康保険証の利用登録は義務ですか。

A

マイナンバーカードや健康保険証の利用登録は、個人の申請・登録に基づくものであるため、取得・登録は義務ではありません。

Q 8

マイナ保険証にはどのようなメリットがありますか。

A

マイナ保険証を利用することで「急にかかった医療機関でも普段飲んでいるお薬の履歴や受けている治療を基に受診することができる」「限度額適用認定証がなくても高額療養費の限度額を超える支払が免除される」などのメリットがあります。メリットの詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労省HP>ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医療保険>マイナンバーカードの健康保険証利用

Q 9

自身の健康保険証情報が正しく登録されているかを確認する方法はありますか。

A

お手持ちのPCやスマートフォンで「マイナポータル」にログインすることで確認できます。

なお、マイナポータルの対応端末を所持していない場合は、以下のいずれかの方法で健康保険証情報を確認できます。

・ご家族の方等が所持している対応端末にて、ご自身のマイナンバーカードでログインして確認

・市区町村が用意している端末にて、ご自身のマイナンバーカードでログインして確認
※端末の設置状況は市区町村によって異なります。

Q10

医療機関等でのオンライン資格確認やマイナポータル^①の健康保険証情報画面で、別人の情報が表示されたらどこに連絡すればいいですか。

A

万が一別の方の情報が表示された場合は、当組合までご連絡をお願いします。
茨城県市町村職員共済組合 医療健康課 (029-301-1413)

Q11

マイナンバーカードの暗証番号がロックされた場合、健康保険証として利用できますか。

A

医療機関等で顔認証付きカードリーダーで顔認証を行うことにより本人確認ができますので、健康保険証としてご利用いただけます。
ただし、その他の機能が使用できない場合がありますので、住民票のある市区町村窓口でパスワードの再設定を行ってください。

Q12

マイナ保険証に有効期限はありますか。

A

マイナ保険証に有効期限はなく、健康保険の資格を喪失するまでご使用いただけます。
ただし、マイナンバーカード及びマイナンバーカードの電子証明書には有効期限があります。有効期限が切れるとマイナ保険証が使用できなくなりますので、更新手続きを行ってください。

Q13

マイナンバーカードを更新した場合、マイナ保険証として使用するには再度健康保険証の利用登録が必要ですか。

A

改めてマイナンバーカードへの健康保険証の利用登録をする必要はありません。

Q14

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限や、マイナンバーカード本体の有効期限が切れて更新しなかった場合、どうすればいいですか。

A

当組合から「資格確認書」を交付する予定です。交付時期等については、詳細が決まり次第ご案内します。

Q15

どの医療機関等でもマイナ保険証を使用できますか。

A

原則すべての医療機関・薬局においてカードリーダーを設置し、マイナ保険証を受け付けることが義務化されています。
もし、カードリーダーの故障や不具合によって使用できない場合でも全額自己負担になることは原則ありません。医療機関等の案内に従って受診してください。